

調書作成に関する記入要領
(平成20年度分)

本件調書の作成に当たっては、必ず以下の事項を確認の上作成して下さい。

【回答方法】

電子メールで添付ファイルにて以下により送信して下さい。

- ・メールの件名:【回答】産学連携等実施状況調査(機関名)
- ・回答する Excel ファイルの名称:機関名
- ・回答送付先:csangaku@mext.go.jp

例)

- ・メールの件名:【回答】産学連携等実施状況調査(〇〇大学)
- ・回答する Excel ファイルの名称:〇〇大学【様式1～7】 〇〇大学【様式8～14】

《注意》メールソフトの設定によっては、添付ファイルが分割されて送信されることがあります。
当方では結合ができませんので、分割設定は解除してご送信ください。

【提出締切】

【様式1～7】・・・平成21年5月15日(金)

【様式8～14】・・・平成21年6月12日(金)

【入力方法】

入力にあたっては、様式を変更せず、以下のセルに必要事項を直接入力してください。
他のエクセルファイル等からの貼付や数式は入力しないでください。



色セルは必須項目となりますので必ず入力(選択肢の場合はいずれかに入力)をお願いします。



色セルは該当する項目がある場合に入力をお願いします。

上記以外のセルへは入力をしないでください。(その他のセルは編集をロックしていますが、ロックを解除しないでください。)

また、他のファイルから書式を含めてセルを貼り付けると、数値等に誤りがあっても下の赤色表示によるエラーが表示されなくなりますので避けてください。



色は、当該セル(計の場合はその内訳となるセル)の値に誤り(不一致)がある場合表示されます。

なお、入力作業中は対応するセルがすべて入力されるまで赤く表示されることがあります。

【共通事項】

以下については、特別な指定がある場合を除き、全ての様式に共通する事項です。

- ① **本調査の対象期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日**です。
- ② 大学等とは、大学(短期大学を含む)、高等専門学校、大学共同利用機関をいいます。
- ③ 短期大学部を併設している大学については、短期大学部の分もまとめて記載してください。
- ④ 金額については、項目ひとつごとに単位未満を四捨五入した値を**整数**で記入してください。
- ⑤ 中小企業及び小規模企業とは「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)第2条に定める「中小企業者」及び「小規模企業者」を指します。

【参考】

○中小企業基本法に基づく中小企業

業種分類	資本金	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

上記の資本金又は従業員数のどちらか一方を満たせば対象となります。

○中小企業基本法に基づく小規模企業者

業種分類	従業員
製造業その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

- ⑥ その他公益法人等とは、特殊法人、公団、財団法人、社団法人、商工会議所をいいます。
- ⑦ 「分野別内訳」における「分野」とは、科学技術基本計画に定める分野をいいます。

【参考】第2期科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)－抜粋－

(1) ライフサイエンス分野 <ul style="list-style-type: none">・ プロテオミクス、たんぱく質の立体構造や疾患・薬物反応性遺伝子の解明、それらを基礎とした新薬の開発とオーダーメイド医療や機能性食品の開発等の実現に向けたゲノム科学・ 移植・再生医療の高度化のための細胞生物学・ 研究開発成果を実用化する臨床医学・医療技術・ 食料安全保障や豊かな食生活の確保に貢献するバイオテクノロジーや持続的な生産技術等の食料科学・技術・ 脳機能の解明、脳の発達障害や老化の制御、神経関連疾患の克服、脳の原理を利用した情報処理・通信システム開発等の脳科学・ 上記の技術革新を支えるとともに、膨大な遺伝子情報等を解析するための情報通信技術との融合によるバイオインフォマティクス 等
(2) 情報通信分野 <ul style="list-style-type: none">・ ネットワーク上であらゆる活動をストレスなく時間と場所を問わず安全に行うことのできるネットワーク高度化技術・ 社会で流通する膨大な情報を高速に分析・処理し、蓄積し、検索できる高度コンピューティング技術・ 利用者が複雑な操作やストレスを感じることなく、誰もが情報通信社会の恩恵を受けることができるヒューマンインターフェース技術・ 上記を支える共通基盤となるデバイス技術、ソフトウェア技術 等
(3) 環境分野 <ul style="list-style-type: none">・ 資源の投入、廃棄物等の排出を極小化する生産システムの導入、自然循環機能や生物資源の活用等により、資源の有効利用と廃棄物等の発生抑制を行いつつ資源循環を図る循環型社会を実現する技術

- 人の健康や生態系に有害な化学物質のリスクを極小化する技術及び評価・管理する技術
 - 人類の生存基盤や自然生態系にかかわる地球変動予測及びその成果を活用した社会経済等への影響評価、温室効果ガスの排出最小化・回収などの地球温暖化対策技術 等
- (4) ナノテクノロジー・材料分野
- 情報通信や医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造及び形状の解明・制御や、表面、界面等の制御等の物質・材料技術
 - 省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術
 - 安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術 等
- (5) エネルギー分野
- 燃料電池、太陽光発電、バイオマス等の新エネルギー技術、省エネルギー・エネルギー利用高度化技術、核融合技術、次世代の革新的原子力技術、原子力安全技術 等
- (6) 製造技術分野
- 高精度技術、精密部品加工技術、マイクロマシン等の高付加価値極限技術、環境負荷最小化技術、品質管理・製造現場安全確保技術、先進的ものづくり技術(特に情報通信技術・生物原理に立脚したものづくり革新に資する次世代技術)、医療・福祉機器技術 等
- (7) 社会基盤分野
- 地震防災科学技術、非常時・防災通信技術等の防災・危機管理関連技術、ITS(高度道路交通システム)等の情報通信技術を利用した社会基盤技術 等
- (8) フロンティア分野
- 高度情報通信社会に貢献する宇宙開発、新たな有用資源の利用を目指した海洋開発

⑧ 「業種別内訳」における「業種」とは、以下の表にもとづく業種をいいます。

【本調査における業種分類表】

業種	分類	業種	分類
農林水産業	農業	製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	林業		電気機械器具製造業
	漁業/水産養殖業		情報通信機械器具製造業
	その他の製造業		
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業
建設業	総合工事業		ガス業
	職別工事業		熱供給業
	設備工事業	水道業	
製造業	食料品製造業	情報通信業	通信業
	飲料・たばこ・飼料製造業		放送業
	繊維工業		情報サービス業
	木材・木製品製造業		インターネット附随サービス業
	家具・装備品製造業		映像・音声・文字情報制作業
	パルプ・紙・紙加工品製造業	運輸業、郵便業	鉄道業
	印刷・同関連業		道路旅客運送業
	化学工業		道路貨物運送業
	石油製品・石炭製品製造業		水運業
	プラスチック製品製造業		航空運輸業
	ゴム製品製造業		倉庫業
	なめし革・同製品・毛皮製造業	運輸に附帯するサービス業	
	窯業・土石製品製造業	郵便業	
	鉄鋼業	卸売業、小売業	
	非鉄金属製造業	金融業、保険業	
	金属製品製造業	医療、福祉	
	はん用機械器具製造業	サービス業	
	生産用機械器具製造業	公務（国、地方公共団体、独立行政法人、その他公益法人等）	
	業務用機械器具製造業	その他	

⑨ 本調査における知的財産の対象は、知的財産基本法第2条に定める特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいいます。その他の知的財産権には、植物の新品種を保護する「育成者権」や、半導体集積回路の回路配置の利用を保護する「回路配置利用権」等が含まれます。

- ⑩ 本調査の対象とする受託研究とは、大学等において外部からの委託を受けて公務として行う研究でこれに要する経費を委託者が負担するもののみを対象とし、システム改革や人材育成等の支援事業費は対象としません。

<対象としない支援事業等>

- ・ 産学官連携戦略展開事業
- ・ 先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム
- ・ 産学連携による実践型人材育成事業 等

- ⑪ 本調査の対象とする競争的資金とは、資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金をいいます。

競争的資金には、その性格により、補助金と委託費に大別されます。補助金は研究者が自主的に研究テーマを設定して研究費を設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成されるもの。委託費は資金配分機関が特定の研究課題を示し、それに沿った研究を行う研究者・グループを募り、資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者・グループの所属機関の間で研究の委託契約が結ばれるものをいいます。

以下の表は競争的資金制度を性格別に分類したものです。

【様式3】においては下表の「性格が委託費のもの」のみ計上し、【様式4】と【様式8】においては「委託費」のものと「補助金」のものに分けて計上願います。

＜競争的資金制度一覧＞

性格が委託費のもの	性格が補助金のもの
＜文部科学省関連＞	
科学技術振興調整費	科学研究費補助金
戦略的創造研究推進事業	研究拠点形成費等補助金(21世紀COEプログラム、グローバルCOEプログラム)
キーテクノロジー研究開発の推進	国際研究拠点形成促進事業費補助金(世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム)
地球観測システム構築推進プラン	
原子力システム研究開発事業	
先端計測分析技術・機器開発事業	
革新技術開発研究事業	
独創的シーズ展開事業	
産学共同シーズイノベーション化事業	
重点地域研究開発推進プログラム ※1	
地域結集型研究開発プログラム等 ※1	
政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業	
人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業	
海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム	
原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ	
地球規模課題対応国際科学技術協力事業	
＜他府省関連＞	
○内閣府	
食品健康影響評価技術研究	
○総務省	
戦略的情報通信研究開発推進制度	先進技術型研究開発助成金制度
民間基盤技術研究促進制度	
消防防災科学技術研究推進制度	
○厚生労働省	
保健医療分野における基礎研究推進事業	厚生労働科学研究費補助金
○農林水産省	
新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業
イノベーション創出基礎的研究推進事業	
○経済産業省	
石油・天然ガス開発・利用促進型事業	産業技術研究助成事業
地域資源活用型研究開発事業	イノベーション実用化助成事業(大学発事業創出実用化研究開発事業)
地域イノベーション創出研究開発事業	革新的実用原子力技術開発費補助事業
エネルギー使用合理化技術戦略的開発	
エコイノベーション推進・革新的温暖化対策技術発掘プログラム	
○国土交通省	
運輸分野における基礎的研究推進制度 ※1	建設技術研究開発助成制度
○環境省	
環境技術開発等推進費	廃棄物処理等科学研究費補助金
地球環境研究総合推進費	
地球温暖化対策技術開発事業 ※2	地球温暖化対策技術開発事業 ※2

※1 委託研究契約を結ぶものと共同研究契約を結ぶものとがあります。

※2 委託費に該当する部分と補助金に該当する部分とがあります。

【様式1】連絡先及び知的財産の管理・活用体制

- ① 「1. 連絡先等」の「記入担当者」欄は、後日問い合わせを行うことがありますので、本調査の実務担当者を記載してください。
- ② 「2. 知的財産の管理・活用体制」については、**平成21年4月1日現在**における状況について、該当するものを選択してください。
- ③ 「3. 産学連携窓口」については、平成21年4月1日現在における状況で、設置されている場合についてはご記入ください。

※「3. 産学連携窓口」については、文部科学省ホームページに産学連携窓口一覧という形で掲載し広く公表する予定としております。

【様式2-1】共同研究受入実績 (相手方が大学等分の経費を負担するケース)

- ① 【様式2-1、2-2】における「共同研究」とは、大学等と民間企業等とが共同で研究開発を行い、かつ大学等が要する経費を民間企業等が負担しているものをいいます。なお、**大学等分の経費を相手方が一切負担しない共同研究については、本様式では除外してください。**
- ② 「共同研究員」とは、共同研究を実施するに際し、民間企業等から研究員が大学等に派遣され、共同研究期間中、専ら大学等にて研究を行っている者をいいます。なお、共同研究員の受入れに伴い、当該民間企業等から経費を受入れている場合はその額を共同研究員受入額に**外数**で計上してください。
- ③ 件数は、**契約ごとに1件**とし、例えば複数の機関と連携して共同研究を1契約で行ったような場合についても1件としてください。またこの場合、「相手方先区分」、「相手方の業種別内訳」欄には、代表の1機関のものを計上してください。なお、複数の機関と連携して行った共同研究の件数については、「複数機関との共同研究」の欄にも計上してください。**(内数)**
- ④ 複数年度にわたる契約を行っている場合も1件とし、受入額欄には**平成20年度の受入額を計上**してください。
(例) 平成18年度に、20年度までの3年間の複数年度契約を行い、その間の経費を初年度に一括で支弁されている場合、20年度実績は、件数1件、金額0円となります。
- ⑤ 「うち同一県内企業」欄には、本社が同一都道府県内にある企業についてだけでなく、本社は同一都道府県内にはないが、契約名義が同一都道府県内の企業になっているものについても計上してください**(内数)**。
- ⑥ 「相手方の業種別内訳」は研究の相手方の業種、「研究の分野別内訳」は当該共同研究の分野、「研究費の規模別内訳」とは、共同研究受入額1件ごと(直接経費+間接経費)の規模をいいます。
- ⑦ 「長期共同研究」とは、共同研究の契約期間が12月を超えるものをいいます**(内数)**。なお、1年毎に契約を更新しているものは除きます。
(例) A大学とB企業が共同研究を行った場合
・平成20年1月1日から平成20年12月31日までの契約(12月)・・・該当しない

- ・平成20年1月1日から平成21年1月31日までの契約(13月)・・・1年超～2年以下に該当
- ・平成20年1月から平成22年3月までの契約(27月)・・・2年超～3年以下に該当

- ⑧ 「複数機関との共同研究」とは、共同研究件数全体のうち、複数の機関と連携して行う共同研究をいいます(内数)。
- ⑨ 「相手方先区分」欄の計、「相手方の業種別内訳」欄の計、「研究の分野別内訳」欄の計、「研究費の規模別内訳」欄の計はそれぞれ一致します。一致していない場合、表の上の「合計」欄に誤りの表示が出るので、数値を一致させる際の参考にしてください。なお、数値が一致していれば、その一致した数値が表示されます。

【様式2-2】 【様式2-1】のうち 1,000万円以上の規模の共同研究の受入実績

- ① 【様式2-1】のうち特に1,000万円以上の規模の共同研究の相手方先区分と期間区分について記載願います。
- ② 【様式2-2】の合計欄には【様式2-1】で記載した値が自動で表示されますので、【様式2-2】の相手方先区分の「計」の値と一致させるようにしてください。

【様式3-1】 受託研究 ・ 治験等受入実績

- ① 【様式3-1、3-2】における「受託研究」とは、大学等が民間企業等からの委託により、主として大学等のみが研究開発を行い、そのための経費が民間企業等から支弁されているものをいいます。
- ② 【様式3-1】における「治験等」とは、「治験及び病理組織検査」をいい、件数については契約件数を、金額については受託研究受入額の外数で計上してください。
- ③ 件数は、契約ごとに1件とし、例えば、複数の機関と連携して受託研究を1契約で行った場合についても1件としてください。また、この場合、「相手方先区分」、「相手方の業種別内訳」欄には、代表の1機関のものを計上してください。なお、複数の機関と連携して行った受託研究の件数については、「複数機関との受託研究」の欄にも計上してください。
- ④ 複数年度にわたる契約を行っている場合も1件とし、受入額欄には平成20年度の受入額を計上してください。
(例) 平成18年度に、20年度までの3年間の複数年度契約を行い、その間の経費を初年度に一括で支弁されている場合、20年度実績は、件数1件、金額0円となります。
- ⑤ 「うち同一県内企業」欄には、本社が同一都道府県内にある企業についてだけでなく、本社は同一都道府県内にはないが、契約名義が同一都道府県内の企業になっているものについても計上してください(内数)。
- ⑥ 「相手方の業種別内訳」は研究の委託元の業種、「研究の分野別内訳」は当該受託研究の分野、「研究費の規模別内訳」とは、受託研究受入額1件(直接経費+間接経費)ごとの規模をいいます。

- ⑦ 「長期受託研究」とは、受託研究の契約期間が12月を超えるものをいいます(内数)。なお、1年毎に契約を更新しているものは除きます。
- (例) A 大学とB 企業が受託研究を行った場合
- ・平成20年1月1日から平成20年12月31日までの契約(12月)・・・該当しない
 - ・平成20年1月1日から平成21年1月31日までの契約(13月)・・・1年超～2年以下に該当
 - ・平成20年1月から平成22年3月までの契約(27月)・・・2年超～3年以下に該当
- ⑧ 「複数機関からの受託研究」とは、受託研究件数全体のうち、複数の機関から委託を受けて行う受託研究をいいます(内数)。
- ⑨ 再委託による契約を行っている場合、「相手方先区分」及び「相手方の業種別内訳」は資金の支出元のことを記入してください。
- (例) A 大学が国からの委託資金を受け、その一部を A 大学が B 大学へ再委託した場合
- ・A 大学の実績・・・「相手方先区分」は『国』、「相手方の業種別内訳」は『国、地公体、独法、その他公益等』
 - ・B 大学の実績・・・「相手方先区分」は『国』、「相手方の業種別内訳」は『国、地公体、独法、その他公益等』
- ⑩ 「競争的資金」欄には、その性格が委託費のものについてのみ計上願います。例えばその性格が補助金である科学研究費補助金や研究拠点形成費等補助金(COE)については含みません。(競争的資金については【共通事項】参照。)
- ⑪ 「相手方先区分」欄の計、「相手方の業種別内訳」欄の計、「研究の分野別内訳」欄の計、「研究費の規模別内訳」欄の計はそれぞれ一致します。一致していない場合、表の上の「合計」欄に誤りの表示が出るので、数値を一致させる際の参考にしてください。なお、数値が一致していれば、その一致した数値が表示されます。

【様式3-2】 【様式3-1】のうち

1,000万円以上の規模の受託研究の受入実績

- ① 【様式3-1】のうち特に1,000万円以上の規模の受託研究の相手方先区分と期間区分について記載願います。
- ② 【様式3-2】の合計欄には【様式3-1】で記載した値が自動で表示されますので、【様式3-2】の相手方先区分の「計」の数値と一致させるようにしてください。

【様式4】 発明状況等

- ① 「発明の届出」とは、大学等に所属する教員等から発明があった旨を当該大学等に届出をさせることをいいます。
- ② 「発明者数」については、発明した教員及び学生の数を延べ人数でなく実数で計上してください。なお、非常勤研究員については教員に含めて計上してください。
- ③ 「発明委員会」とは、届出があった発明について帰属の決定、新規性・進歩性の検証等を審議する委員会又は会議等をいいます。「開催数」欄には平成20年度中の総開催数を記入してください。また、開催されている場合、「開催頻度」欄に、定期的、不定期の別について

該当するものを選択し、特にある程度定期的に開催されている場合には、月及び週何回程度の割合で開催されているのかについても記入して下さい。

- ④ 「発明のもととなった研究費の内訳」中の、「②受託研究」の「国」には競争的資金の委託費の性格のもの、「③補助金」の「国」には競争的資金の補助金の性格のものをそれぞれ含みます。
- ⑤ 「発明のもととなった研究費の内訳」を記載いただく際、複数の研究費を使用している場合には、割合が多い方の欄に記載してください。

【様式5】 特許等取得及び管理状況

- ① 「(ア)出願件数」は、平成20年度中に出願した件数
「(イ)登録(権利化)件数」は、平成20年度中に新たに権利化された件数
「(ウ)消滅件数」は、平成20年度中に権利が消滅(譲渡によるものを含む)した件数
「(エ)保有件数」は、平成20年度末時点で、保有している件数をいいます。
- ② 前回までの調査で誤って「(ア)出願件数」=「(エ)保有件数」と回答してきた機関が多くありましたが、出願しただけでは保有しているとはいえないので、「(エ)保有件数」には「(ア)出願件数」を加えないようにしてください。また、保有件数は平成20年度末時点ですので、平成20年度中の「(イ)登録(権利化)」および「(ウ)消滅件数」が影響しますので、ご注意ください。
- ③ 共有しているものについては件数を「うち共有」欄にも計上してください(内数)。
- ④ 外国出願件数については、出願国数を計上することとし、EPC出願(ヨーロッパ特許条約(European Patents Convention)に基づく出願方法)およびPCT出願(特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)に基づく出願方法)の場合は、平成20年度中に「各国へ移行手続きを行った国数」を計上してください。また、PCT出願の各国移行段階でEPを指定した場合についても、EPC出願に計上してください。EPC出願については、出願時に指定した国の数を「指定国数」欄に記載してください。
ただし、基礎出願を行った国に再度、移行手続きを行った場合には、移行段階での出願件数からその国は除外してください。

(例) 1. 平成20年度中に日本へ基礎出願、その後PCT出願をしたが、各国への指定国移行の手続きをまだ行っていない場合

・・・「国内出願件数」欄に1件、「PCT出願件数」欄に1件

2. 平成20年度より前に日本へ基礎出願、平成20年度中にPCT出願をし、同年度内に米国、仏、独の計3カ国に指定国移行の手続きを行っている場合

・・・「PCT出願件数」欄に1件、「外国出願件数」欄に3件

3. 平成20年度より前に日本へ基礎出願およびPCT出願後、平成20年度中に日本、米国、独の計3カ国に指定国移行の手続きを行った場合

・・・「外国出願件数」欄に2件

4. 平成20年度より前に米国へ基礎出願およびPCT出願後、平成20年度中に日本、米国、独、計3カ国に指定国移行の手続きを行った場合

…「国内出願件数」欄に1件、「外国出願件数」欄に1件

5. 基礎出願を行わず、平成20年度中にPCT出願後、同年度内に日本、米国、EP(英・独・仏の3カ国指定)に指定国移行の手続きを行った場合

…「PCT出願件数」欄に1件、「国内出願件数」欄に1件
「外国出願件数」欄に1件、「EPC出願件数」欄に1件
「EPC出願件数」の「指定国数」欄に3件

6. 平成20年度より前に日本へ基礎出願およびPCT出願、EPC出願後、平成20年度中に日本、米国、英、独、仏へ指定国移行の手続きを行った場合

…「外国出願件数」欄に4件

- ⑤ 「PCT出願件数」欄には、平成20年度中にPCT出願をした件数を計上してください。
- ⑥ 「EPC出願件数」欄には、平成20年度中にEPC出願をした件数を計上してください。また、EPC出願時に指定した国の数を「指定国数」欄に計上してください。
- ⑦ 「国内優先権出願」を行った場合は、基礎出願を含み全て計上してください。
(例) 1. 平成19年度に基礎出願を行い、平成20年度に「国内優先権出願」を行った場合
…出願件数は1件
2. 平成20年度に基礎出願を行い、平成20年度に「国内優先権出願」を行った場合
…出願件数は2件
- ⑧ 「分割出願」を行った場合は、基礎出願を含み全て計上してください。
(例) 1. 平成19年度に基礎出願を行い、平成20年度に基礎出願から3件の出願に分割した場合
…出願件数3件
2. 平成20年度に基礎出願を行い、平成20年度に基礎出願から3件の出願に分割した場合
…出願件数4件
- ※PCT 出願等から指定国移行段階において、分割を求められたケースについても同様に計上してください。

[国内・外国ライセンス契約状況]

- ① 国内・外国の出願件数については、前項を入力すると自動計算されます。それぞれの知的財産権について「うちライセンス契約済み件数」および「うちライセンス契約相手が共有相手と同様」の欄に計上してください(内数)。
- ② 出願件数のうち平成20年度末時点でライセンス契約を締結している権利数を計上してください。1件の権利でライセンス契約を複数締結している場合についても1件と計上してください。
- ③ また、「うちライセンス契約相手が共有相手と同様」の欄には、共有で出願した権利のうち、共有相手とライセンス契約を締結している場合は、計上してください。

【様式6】 知的財産のライセンス等収入

○本様式には

【様式6-1】特許権

【様式6-2】実用新案権、意匠権、商標権、その他知的財産権(育成者権、回路配置利用権等)

【様式6-3】著作権、有体物(マテリアル)、その他(ノウハウ等)

の3種類の様式がありますので、様式ごとに該当する知的財産について分けて記入してください。

なお、【様式6-2】、【様式6-3】の知的財産で複数該当がある場合には、シートをコピーし、左上に該当する名称を選択した上で使用願います。

- ① 「国内分」、「外国分」ごとに、「19年度以前に契約したもの」、「20年度中に契約したもの」とに分け、さらに、「収入別・契約別」、「分野別」に分けて記入してください。
- ② それぞれ「受ける権利」の段階のものも含まれます。
- ③ 共有のものについては、「うち共有」欄に計上してください **(内数)**。
- ④ TLOを経由のものも含まれます。TLO経由分(内部型を含む)についてはそれぞれ「うちTLO経由」欄に計上してください **(内数)**。

○収入別・契約別内訳について

- ① 20年度中に収入を得たものと20年度中に収入を得なかったもの、さらに、実施許諾によるものと譲渡によるものとをそれぞれ分けて計上してください。
- ② 「権利数」欄には実施許諾または譲渡した権利の数、「契約数」欄には実施許諾または譲渡について締結している契約の数を計上してください。
(例) 4件の特許を1契約で実施許諾あるいは譲渡した場合
… 「実施許諾したあるいは譲渡した権利数」4件、「実施許諾あるいは譲渡契約数」1件
3件の特許を2社に実施許諾した場合
… 「実施許諾した権利数」6件、「実施許諾契約数」2件
- ③ 「収入額」欄には20年度中に実施許諾または譲渡により得た収入額を計上してください。
- ④ 実施許諾した権利数及び契約数については、過去に実施契約を行い20年度末現在で継続しているものを含むこととします。この場合については、「19年度以前に契約したもの」欄に計上してください。
- ⑤ 19年度以前に譲渡契約をし、20年度中に収入が無い場合の権利の数及び契約の数については、**未払いがある場合のみ**件数を計上してください。(すでに双方で譲渡契約手続が終了しているものについては計上しないでください。)

○分野別内訳について

権利数については、収入別・契約別内訳で記入した実施許諾及び譲渡した権利数を、収入額については、収入別・契約別内訳で記入した20年度中に実施許諾及び譲渡により得た収入額をそれぞれ分野別に記載してください。

したがって、「収入別・契約別の計」と「分野別の計」は一致しますのでご留意ください。

○実施許諾受入額の内訳について

- ① 上記で、計上いただいた「国内分」「外国分」の「実施許諾」「譲渡」それぞれの合計権利数・

契約数・受入額について、自動計算で表示されます。このうち「実施許諾」の受入額の内訳を「イニシャルロイヤリティ(契約一時金)」「ランニングロイヤリティ」「オプション契約」「不実施補償金」「その他」にそれぞれ計上してください。

- ② 「イニシャルロイヤリティ」「ランニングロイヤリティ」に不実施補償条項が入っていても、「不実施補償金」と切り分けずにそのまま計上してください。「不実施補償金」欄には、「イニシャルロイヤリティ」「ランニングロイヤリティ」に含まれていない、「不実施補償金」として徴収したものについて計上してください。
- ③ 「オプション契約」とは、技術シーズの事業化に必要な情報等を提供し、使用させるとともに契約期間内に実施許諾を受けるか否かの選択権を与える契約を意味します。

【様式7】 産学連携に係るルールの整備状況

1. 産学連携に係る規定等の整備状況について

- ① 本様式においては、平成21年4月1日現在における状況について、該当するものを選択してください。
- ② 「ポリシー」とは、大学の基本的理念・考え方をいい、「規程」とは大学等における具体的な取扱い・規則をいいます。
- ③ 「研究ライセンス使用円滑化ポリシー」とは、大学等が他の大学等から非営利目的の研究のための知的財産権の非排他的な実施許諾(研究ライセンス)を求められた場合、原則として無償(実費を除く)、または合理的な対価で実施許諾することを定めたポリシーを意味します。また、知的財産権とは、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権及び回路配置利用権を最低限含んでいるものとし、研究成果有体物のみに適用されるようなポリシーは除きます。
- ④ 「リサーチツール特許使用円滑化ポリシー」とは、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許(※)について、他者から研究段階での実施許諾を求められた場合に、非排他的にライセンスを行うこと(事業戦略上支障がある場合を除く)及び合理的な対価で提供することを定めたポリシーを意味します。なお、研究成果有体物のみに適用されるようなポリシーは除きます。
(※ リサーチツール特許:ライフサイエンス分野において研究を行う道具として使用される物又は方法に関する特許。実験用動植物、細胞株、単クローン抗体、スクリーニング方法に関する特許等が含まれる。)
- ⑤ 「安全保障貿易管理(外為法)関係規程」とは、国際的な平和および安全を維持するための手段のひとつとして外為法の遵守ができるように、組織の責任体制の明確化などを盛り込んだ内部規程を意味します。
- ⑥ 「利益相反ポリシー(臨床研究)」とは、被験者の保護と大学や研究者の社会的な信頼性を守るため、機関が定める範囲の全ての臨床研究の実施にあたり、利益相反状態の把握、審査、勧告等を行うこと、及び実施手順や体制等を定めたポリシーを意味します。一般的な利益相反ポリシーは除きます。
- ⑦ 「研究成果有体物」とは、「下記(i)~(iii)に該当する学術的・財産的価値その他価値のある有体物(論文、講演その他著作物に関するものを除く)」をいいます。

- (i) 研究開発の際に創作または取得されたものであって、研究開発の目的を達成したことを示すもの
 - (ii) 研究開発の際に創作または取得されたものであって、(i)を得るのに利用されるもの
 - (iii) (i)または(ii)を創作または取得するに際して派生して創作または取得されたもの
- ex) 材料、試料(微生物、新材料、土壌、岩石、植物新品種)、試作品、モデル品

- ⑧ 「職務発明規程」とは、「大学に勤務する者が行った発明等の取扱いについて定めた規程」をいい、例えば、職員等の職務発明等を奨励するとともに、その発明者としての権利を保障し、職務発明等によって得た特許権等の管理及び実施の合理的運営を図ることを目的として定められたものをさします。
- ⑨ 「発明補償関係規程」とは、「特許を受ける権利を大学に承継させた発明を行った教職員等に対し、大学が支払う対価(補償金)について定めた規程」をいい、出願補償や実施補償も含まれます。
- ⑩ 「兼業・兼職」とは、教職員が報酬の有無に関わらず、本務以外の事業若しくは事務に従事することをいいます。
- ⑪ 「出向」には「在籍出向」と「転籍出向」とがあります。
「在籍出向」とは、出向元に在籍したまま出向先で相当期間働かせるものをいい、「転籍出向」とは、出向元へ復帰することを前提として、出向元の籍を離れて出向先で相当期間働かせるものをいいます。
- ⑫ 「教員の研究休暇制度(サバティカル・リーフ)」とは、数年間継続して勤務した教員について、一定期間教育等の義務を免除されて、研究に専念することが認められる制度をいいます。

4. 共同研究・受託研究(競争的資金を除く)に係る間接経費の取扱い。

- ① 競争的資金を除く共同研究・受託研究の間接経費の割合が共同研究・受託研究取扱規程等に明記されているかについて、お答えください。
- ② 「間接経費の取扱い」には、大学等で規定されている直接経費に対する間接経費の割合を%で記入してください。また例外規定等があればご記入ください。

【様式8】 特許等出願等経費について

1. 共有特許の出願等経費の負担区分

- ① 共有特許で平成20年度中に経費を支出したものの(出願時期は問わない)で、i) 貴機関と相手方の双方で持分に応じて負担したもの、ii) 貴機関と相手方のいずれかが持分によらず全額一方が負担したもの、iii) 貴機関と相手方の双方で持分とは異なる割合で費用負担を取り決めたもの、に分けて計上してください。
- ② i)～iii)についてそれぞれ民間企業との件数を内数で計上してください。なお、ii)については特に民間企業が全額を負担した件数をさらに内数で計上してください。

2. 支出実績

- ① 「出願等費用」、「登録・維持費用」に分けて計上し、それぞれ弁理士費用等を含んだ額を計上してください。また、内訳に該当しないその他の費用については「その他費用」欄に計上してください。なお、「その他費用」欄に計上する場合には、具体的な費用についての名称も記載の上、計上願います。
- ② 「出願等費用」には、「出願費用」のほか「中間費用」も含まれます。「中間費用」とは、特許出願から登録までの間に要する費用で、審査請求費用や拒絶理由対応等にかかる費用等をいいます。
- ③ 科学技術振興機構(JST)の特許出願支援制度や経済産業省の特定大学技術移転事業等を利用し、特許出願経費の支援を受けた額は計上しないでください。

3. 予算措置方法

- ① 該当する予算について支出額を計上してください。また、内訳に該当しないその他の予算については「その他」欄に計上してください。なお、「その他」欄に計上する場合には、具体的な経費の名称も記載の上、計上願います。
- ② 競争的資金については「委託費」によるものと「補助金」のものに分けて計上してください。(【共通事項】参照。)
- ③ 科学技術振興機構(JST)の特許出願支援制度や経済産業省の特定大学技術移転事業等を利用し、特許出願経費の支援を受けた額は計上しないでください。

「2. 支出実績」の計と、「3. 予算措置方法」の計は一致しますのでご注意ください。

4. 特許権出願に関する発明のもととなった研究費内訳

- ① 【様式5】に記載した特許権の出願件数について、発明のもととなった研究費の内訳を記入してください。
したがって、**【様式8】の4. の出願件数合計及び分野ごとの件数と、【様式5】の出願件数合計及び分野ごとの件数は必ず一致しますのでご留意願います。**
- ② 「発明のもととなった研究費の内訳」中の、「②受託研究」の「国」には競争的資金の委託費の性格のもの、「③補助金」の「国」には競争的資金の補助金の性格のものをそれぞれ含みます。
- ③ 「発明のもととなった研究費の内訳」を記載する際、複数の研究費を使用している場合には、割合が多い方の欄に記載してください。

【様式9】 特許の出願権利化に関する指標

本様式においては、平成14年4月1日から平成21年3月31日までの7年間に国内出願された発明を対象(大学等名で出願したものに限る)とします。

- 「特許査定」及び「拒絶査定」とは、特許出願した後、出願人からの権利化したい旨の請求(審査請求)に対し、特許庁審査官による特許となる場合の処分が「特許査定」といい、逆に特許とならない場合の処分が「拒絶査定」といい、ともに、特許庁審査官が出願人から出願した特許に係る最終の処分です。なお、拒絶査定を行うための理由を拒絶理由といい、審査官は拒絶査定を行うときは、事前に出願人にその拒絶理由を通知する拒絶理由通知を行います。
- 「新規性の欠如」とは、特許を受けるための要件の一つである「新規性」が欠如していることをいいます。(特許出願前に、公然と知られたあるいは実施されていた、又は書籍等への掲載、インターネットで公表されたもの。)このことは、特許法29条1項各号に規定されています。

【参考】特許法29条1項

産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

- 「新規性喪失の例外」とは、「新規性」を失った発明に対し、一定の条件を満たす場合には、特許を受ける権利を有する者の出願は、その新規性を失わないものとみなす例外的な救済をいいます。例えば、特許庁長官が指定する学術団体の研究集会での文書やスライド、パワーポイントでの発表や、特許庁長官が指定する博覧会への出品等などは、新規性喪失の例外の対象となります。「新規性喪失の例外」に関する規定は、特許法30条で定められています。

【参考】特許法30条

特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかったものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であって特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であって特許庁長官が指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、第一項と同様とする。

4 第一項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明が第一項又は前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

- 「実施例不足等」とは、特許権を請求している範囲と比べて明細書で開示している実施例等の発明の具体的内容が不足していることをいいます。このことは、特許法36条4項1号(特許請求の範囲の全範囲について発明を実施出来る程度の開示が明細書でされているかどうか)、

又は同条6項1号(特許請求の範囲の全範囲について実質的に明細書に開示されているかどうか)に規定されています。

【参考】特許法36条

<p>特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書の特許庁長官に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">①特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所②発明者の氏名及び住所又は居所 <p>2 願書には、明細書、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。</p> <p>3 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">①発明の名称②図面の簡単な説明③発明の詳細な説明④特許請求の範囲 <p>4 前項第3号の発明の詳細な説明は、通商産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に、記載しなければならない。</p> <p>5 第3項第4号の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを防げない。</p> <p>6 第3項第4号の都挙請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">①特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。 <p>7 第2項の要約書には、明細書又は図面に記載した発明の概要その他通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。</p>

- ① 「出願件数(A)」には、それぞれの期間内に出願した件数を計上してください。
- ② 『うち「新規性喪失の例外規定」を適用し出願した件数(B)』には、「出願件数(A)」のうち、新規性喪失の例外規定(特許法30条)を適用し出願した件数を計上してください(内数)。

以下、平成21年3月31日の時点で該当するものを計上してください。各年度に国内出願した件数について、(C)～(J)を計上してください。(C)～(J)については、実施、通知を受けた年度に関係なく、出願件数を入力した年度の列に記入してください。

例)「平成14年度に国内出願された発明」について出願件数(A)が5件、そのうちH21年3月31日現在で、4件について「審査請求(C)」を行い、「拒絶理由通知(E)」を受け取った件数3件、「拒絶査定件数(G)」3件、「特許査定(I)」1件、となっている場合は、(C)～(I)については平成15年度以降に行われたとしても、全て「平成14年度に国内出願された発明」の列に記入してください。

- ③ 「審査請求件数(C)」には、「出願件数(A)」のうち、出願人から権利化するために特許庁へ審査請求を行った件数を計上してください。
- ④ 「うち審査請求後、自ら取下げ・放棄した件数(D)」には、「審査請求件数(C)」のうち、特許庁での一次審査着手後に出願人自ら出願の取下げ・放棄を行った件数を計上してください(内数)。(国内優先権主張による先の出願のみなし取り下げについては計上しないでください。)
- ⑤ 「拒絶理由通知を受け取った件数(E)」には、特許庁への審査請求後、特許庁から拒絶理由通知書を受け取った件数を計上してください。(※拒絶理由通知は複数回なされることがありますので、1つの出願について複数回拒絶理由通知を受けても1件として計上してください。)
- ⑥ 『うち拒絶理由として「新規性の欠如」を挙げられた件数(F)』には、「拒絶理由通知を受け取った件数(E)」のうち、拒絶理由として「新規性の欠如(特許法29条1項1～3号)」を挙げられた件数を計上してください(内数)。

例えば、拒絶理由通知書に「この出願の請求項1に係る発明は、下記の文献1に記載されているから、本件出願は特許法第29条第1項第3号に該当し、特許を受けることができない」と

の記載がある場合などが該当します。

※拒絶理由通知は複数回なされることがありますが、1つの出願について1回でも「新規性の欠如」に関する拒絶理由通知を受ければ1件として計上してください。

- ⑦ 『うち拒絶理由として「実施例不足等」を挙げられた件数(G)』には、「拒絶理由通知を受け取った件数(E)」のうち、拒絶理由として「実施例不足等(特許法36条4項又は6項1号)」をあげられた件数を計上してください(内数)。

例えば、拒絶理由通知書に「この出願は、発明の詳細な説明の記載が下記の点で、特許法第36条第4項に規定する要件を満たしていない。」「この出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で、特許法第36条第6項第1号に規定する要件を満たしていない。」との記載がある場合などが該当します。

※拒絶理由通知は複数回なされることがありますが、1つの出願について1回でも「実施例不足等」に関する拒絶理由通知を受ければ1件として計上してください。

- ⑧ 1回の拒絶理由通知に「新規性の欠如」および「実施例不足等」が両方記載されていた場合には、『うち拒絶理由として「新規性の欠如」を挙げられた件数(F)』『うち拒絶理由として「実施例不足等」を挙げられた件数(G)』の両方に1件と計上してください。
- ⑨ 「拒絶査定件数(H)」には、特許庁より拒絶査定を受け、権利化されなかった件数を計上してください。
- ⑩ 『うち1回目の拒絶理由通知に対する「戻し拒絶査定件数」(I)』には、「拒絶査定件数(H)のうち、審査請求後、特許庁から出される1回目の拒絶理由通知に対し、これに何も対応せず拒絶査定となった件数を計上してください(内数)。
- ⑪ 「特許査定件数(J)」には、特許庁より特許査定を受け、権利化された件数を計上してください。

なお、本様式中の(A)から(K)については以下についても成り立ちますので記入の際ご注意ください。

- i) $(A) \geq (C) \geq (J)$

理由・・・審査請求するためには出願していることが必要であり、審査請求後の取下げ・放棄、拒絶査定、及び特許査定は審査請求がなされていることを前提とするため。

- ii) 「平成20年度に国内出願された発明」欄の出願件数(A)は【様式5】の国内分の特許権出願件数の計及び【様式8】の4.の出願件数(国内)合計と一致します(【様式5】の国内分の出願件数を必ず確認してください)。

【様式10】 産学連携に係る大学の取組み

本調書においては、平成20年度末時点における状況を記入してください。

1. 産学連携の組織等の状況について(該当組織が複数ある場合は同一セル内に番号等を付して併記してください。)
- ① 「共同研究センター」とは、大学と民間等との共同研究を行うことを目的として設けた研究室・実験室等をいいます。

- ② 「リエゾンオフィス」とは、大学と民間等との共同研究の橋渡し機能を有している組織をいい、必ずしも専用の事務所を設置している必要はありません。
- ③ 「知的財産本部」とは、知的財産を大学等において適切に創出・管理・活用するための機能を有している組織をいい、必ずしも専用の事務所を設置している必要はありません。また、文部科学省の大学知的財産本部整備事業で採択されていた機関である必要はありません。
- ④ 連携するTLOとは、契約又は協定等により提携関係にあるTLO (Technology Licensing Organization)をいい、学内のTLOも含まれます。
- ⑤ インキュベーション施設及びベンチャービジネスラボラトリーとは、大学等の研究成果をもとに起業する者のために設けた研究室・実験室・オフィス、またはベンチャービジネスの萌芽となるべき独創的・先端的な人材を育成することを目的として設けた研究室・実験室等をいいます。

2. 産学連携に係る啓発活動状況について

- ① 「学内啓発活動」とは、大学等の研究者の発明に対する啓発活動をいい、そのために学内等においてセミナー、講演会、研修会等を行うことをいいます。
- ② 「研究ノート」とは、ラボノート又は実験ノート等とも言われ、研究者等が実験データやアイデア等を随時記録し、第三者による確認をとるという体裁にしたもので、発明等の時期及び発明者の特定等を証明するためのノートのことをいいます。

3. 知的財産の侵害調査について

保有している特許等に関して他者からの侵害調査の実施状況について、該当するものに○を付してください。**複数回答可。**

4. 産学連携推進のための税制優遇措置の活用状況について

- ① 「特別試験研究税額控除制度」とは、個人又は企業等(青色申告法人)(以下「企業等」という)の各事業年度において、大学等と共同試験研究及び委託試験研究を行い、その試験研究に要した経費がある場合には、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」^(※)と合わせて、これらの試験研究に係る試験研究費の額のうち一定の金額が所得税額又は法人税額から控除される制度(租税特別措置法第10条第2項、第42条の4第2項)です。

企業等が本制度の適用を受ける場合、企業等からの依頼により大学等が支出報告書を提出することになっております。「企業等からの依頼に基づき行った支出報告」とは、当該支出報告をした共同試験研究及び委託試験研究の総件数をいいます。

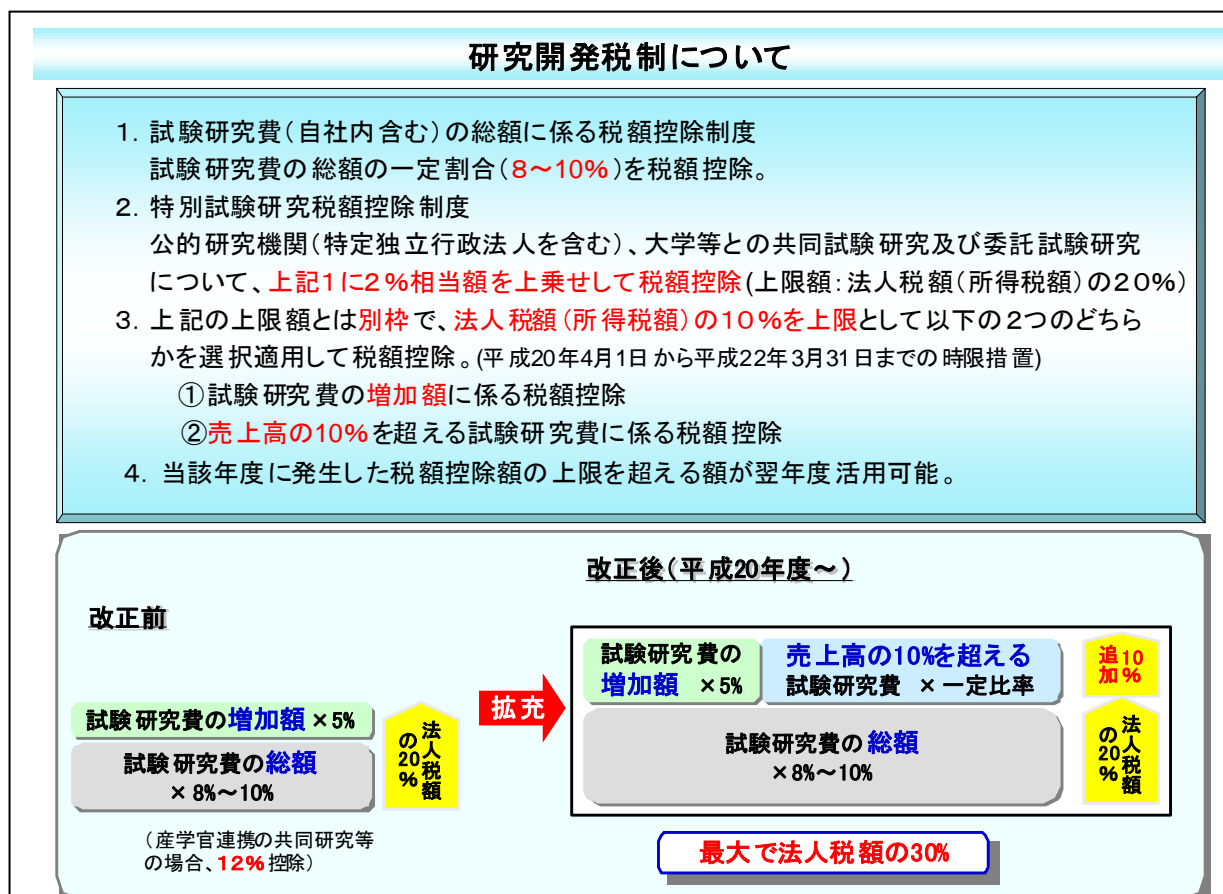
※:「試験研究費の総額に係る税額控除制度」とは、個人又は企業等(青色申告法人)の各事業年度において、試験研究費の額がある場合には、試験研究費の総額に対して一定の税額控除割合により計算された金額が所得税額又は法人税額から控除される制度です。(租税特別措置法第10条第1項、第42条の4第1項)

- ② 私立大学(短期大学を含む)における受託研究について、一定の条件^(※1)のものについては法人税法施行令第5条第10号により「収益事業」の範囲から除外され、非課税とされています。「学校法人における法人税法施行令により非課税とされる受託研究費」とは、これにより非課税となる受託研究費の総額をいいます。

※1 非課税とされる条件

- ・ 受託研究の実施期間が3ヶ月以上であること。
- ・ 受託研究の結果生じた知的所有権等の研究成果の帰属に関する事項が契約書などに明確に定められていること。
- ・ 受託研究の研究成果の公表に関する事項が、契約書などに明確に定められていること。

【参考】「研究開発税制」



5. 安全保障貿易管理(外為法)関係に係る啓発活動状況について
安全保障貿易管理についての冊子、パンフレット等(経済産業省作成のハンドブックやその他資料、学内で独自に発行したもの)の教員向け配布の有無。および、セミナー、講演会、研修会等の開催実績について、該当するものを選択してください。
6. ライセンス業務の外部委託状況について
承認 TLO 以外の機関(団体・企業等)にライセンス業務を一部または全部委託している場合は、委託相手先機関名を記入してください。
7. 産業界(企業)との連携協定について
 - ① 各種連携協定の締結相手に企業がある場合は、「協定名」「相手先企業名」「締結期間」を記入してください。
 - ② 包括協定等で複数機関のなかに企業が入っている場合、「相手先企業名」には企業のみを記入してください(自治体や他の大学等は記入の必要はありません)。
 - ③ 一つの連携協定で複数の企業と協定を締結している場合は、「相手先企業名」欄のセルに番号を付け併記してください(1協定ごとに1行に入力してください)。

【様式11】研究者の流動化について

1. 平成20年度中の教員の兼業・兼職実績について
 - ① 「兼業・兼職」とは、教職員が報酬の有無に関わらず、本務以外の事業若しくは事務に従事することをいいます。
 - ② (うち外国)には、外国企業・外国の公設試験研究機関等に兼業・兼職している場合は計上してください。

③ 1. (2)については【様式7】ですすでに整備済と回答した機関のみ回答してください。

2. 平成20年度中の教員の出向実績について

① 「出向」には「在籍出向」と「転籍出向」とがあります。

「在籍出向」とは、出向元に在籍したまま出向先で相当期間働かせるものをいい、「転籍出向」とは、出向元へ復帰することを前提として、出向元の籍を離れて出向先で相当期間働かせるものをいいます。

3. 平成20年度中の教員の研究休暇制度(サバティカル・リーフ)の利用実績について

① 「教員の研究休暇制度(サバティカル・リーフ)」とは、数年間継続して勤務した教員について、一定期間教育等の義務を免除されて、研究に専念することが認められる制度をいいます。

② 3. については【様式7】ですすでに整備済と回答した機関のみ回答してください。

【様式12】産学連携オフィス(出張所)の設置状況(平成20年度末時点)

産学連携オフィスとは、大学等の外での産学連携活動拠点として、設置されているオフィスをいい、平成20年度末時点での設置状況を記入してください。

【様式13】 出資、ライセンス対価及び寄附等による 株式及びストックオプションの保有状況

平成20年度末時点における状況を記入してください。

○「大学発ベンチャー企業」とは、大学等が関与(※)し、新たな技術やビジネス手法をもとにして設立した企業をいいます。また、国内に設立されたもののみを対象とし、NPO法人は除きます。

※ 大学等の関与は次のことを意味します。

(i)「特許」: 大学等または大学等の教員が所有する特許をもとに起業したもの

(ii)「特許以外の技術移転」: 大学等で達成された研究成果または習得した技術等にもとづいて起業したもの

(iii)「人材」: 大学等の教員や技術系職員、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立に深く関与したりして起業したもの。ただし、教員等の退職や学生の卒業等からベンチャー設立まで他の職に就かなかつた場合または退職や卒業等から起業までの期間が1年以内の事例に限ります。

(iv)「出資」: 大学等やTLOがベンチャーの設立に際して出資または出資の斡旋をしたもの

(v)「その他関係型」: その他大学等と密接な関係を有するもの

大学等が上記の関与をした大学発ベンチャー企業であっても、株式やストックオプションの保有、有限会社に係る持分が無い場合は計上する必要はありません。

1. 株式の保有状況について

① 大学等の株式の保有状況について計上してください。なお、有限会社の場合、株式は「持分」に、総発行株数は「総持分数」に、大学等の株数は「大学等の持分」に読み替えるものとして扱います。

- ② 「取得事由」欄には、「出資」、「ライセンス対価」、「寄附」、「その他」のうち該当するものに○を記入してください。また、「その他」に○を記入した場合は、具体的な理由についても記載願います。
- ③ 取得事由が寄附の場合、「取得価格」は0円で計上してください。
- ④ 同一企業で取得事由が複数ある場合には、取得事由ごとに分けて記入して下さい。

2. スtockオプションの保有状況について

- ① スtockオプション制度とは、会社が取締役や従業員に対して、予め定められた価額(権利行使価額)で会社の株式を取得することのできる権利を付与し、取締役や従業員は将来、株価が上昇した時点で権利行使を行い、会社の株式を取得し、売却することにより、株価上昇分の報酬が得られるという一種の報酬制度をいいます。
- ② 大学等のstockオプションの保有状況について記入してください。
- ③ 「取得事由」欄には、「ライセンス対価」、「寄附」、「その他」のうち該当するものに○を記入してください。また、「その他」に○を記入した場合は、具体的な理由についても記載願います。
- ④ 同一企業で取得事由が複数ある場合には、取得事由ごとに分けて記入して下さい。

【様式14】 寄附受入実績

1. 寄附講座・寄附研究部門の受入状況

- ① 「寄附講座・寄附研究部門」については、平成20年度中の受入額および寄附講座・寄附研究部門数を記入し、内訳・詳細については、様式14(詳細)のシートに記入してください。
- ② 「寄附講座」及び「寄附研究部門」とは国立大学等における奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用して設置運営し、国立大学等の教育研究の豊富化、活発化を図ることを目的とするもので、特に、「寄附講座」においては、学部及び研究科等の大学院組織等、教育研究を行う組織に置かれる講座をいい、「寄附研究部門」においては、全学センター及び附置研究所等、研究を行う組織に置かれる研究部門をいいます。
 ※ ここでは寄附目的が特定の研究分野について教育・研究を行う寄附講座・寄附研究部門の設置、または既存の寄附講座・寄附研究部門への追加寄附についてのみ計上してください。
 一つの授業科目について、企業から講師が無償で派遣されている場合や、無償の非常勤講師を受け入れているといった場合は、ここで言う寄附講座とはなりませんので**除外**します。また、大学等で既存に設置されている研究室等への寄附についても寄附講座とはみなしませんので**除外**します。
- ③ 寄附講座・寄附研究部門に関する平成20年度中の受入実績がある場合は、個別に受入額を計上して下さい(**内数**)(様式14(詳細)に計上)。
- ④ 寄附講座・寄附研究部門においては、設置期間が平成20年4月1日～平成21年3月31日の間に少しでも含まれるものについてすべて記入してください。
- ⑤ 様式14(詳細)については、シートの保護をかけておりませんので、適宜行を挿入し計上し

てください。

- ⑥ 寄附者が複数機関ある場合には「寄附者名称」欄にすべての機関を記入してください(様式14(詳細)に計上)。

<記入例> 様式14 (詳細)

1. ○○研究講座

設置期間:平成19年4月1日～平成22年3月31日

寄附者及び寄附受入額:・(株)○×△ 平成20年度中:3,000千円 期間全体:12,000千円
・(有)▲▲▲ 平成20年度中:1,000千円 期間全体:3,000千円

2. △△研究部門

設置期間:平成20年4月1日～平成23年3月31日

寄附者及び寄附受入額:・□□□(株)平成20年度中:20,000千円 期間全体:60,000千円
・(株)○○○平成20年度中:15,000千円 期間全体:45,000千円

の場合。

○寄附講座・寄附研究部門の受入実績

寄附講座・寄附研究部門数	寄附講座・寄附研究部門名称	20年度中の受入額(千円)	期間全体の受入額(千円)	寄附者名称 (1講座ごとに全て記入)	設置期間
1	○○研究講座	3,000千円	12,000千円	(株)○△×	平成 19 . 4 . 1 ~ 平成 22 . 3 . 31
		1,000千円	3,000千円	(有)▲▲▲	. . ~ . .
2	△△研究部門	20,000千円	60,000千円	□□□(株)	平成 20 . 4 . 1 ~ 平成 23 . 3 . 31
		15,000千円	45,000千円	(株)○○○	. . ~ . .
					. . ~ . .